

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年1月6日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年2月14日まで縦覧に供する。

平成24年1月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西大谷中池地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 福乗寺池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 福乗寺池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居大池5号地区	〃